

一般社団法人日本慢性期医療協会 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

医療情報化支援基金における追加補助に関するお知らせについて
(協力依頼)

日頃より、貴会におかれては、医療行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

「オンライン資格確認」の導入に向けて、医療機関・薬局のシステム整備等を支援する医療情報化支援基金について、「「オンライン資格確認」の開始に向けたお知らせ並びにマイナンバーカードの積極的な取得及び利活用の促進のお知らせについて（協力依頼）」（令和2年3月13日付厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡）等において、お知らせにご協力いただいていたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症による医療機関・薬局の経営状況への影響が及ぶ中、多くの医療機関・薬局で「オンライン資格確認」を導入していただくため、医療情報化支援基金において、医療機関・薬局に対する追加補助を行うこととしました。

つきましては、下記にご配慮の上、医療情報化支援基金の活用について、貴会会員の皆様にご案内いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 オンライン資格確認の導入に向けた追加補助について

「医療提供体制設備整備交付金の実施について」の一部改正について（令和2年11月30日付保連発1130第1号。別添1参照）において、オンライン資格確認の導入に向けた追加補助が定められました。

令和3年3月までに、オンライン資格確認システムの導入準備として顔認証付きカードリーダーの申請を行った医療機関・薬局に対しては、構築に要した費用（オンライン資格確認の導入に必要となる資格確認端末の購入、ネットワーク環境の整備、レセプトコンピュータ等の既存システムの改修等）について、一定の補助上限までは定額補助を行うこととします（概要は別添2参照）。

※ 追加補助の詳細を説明する動画を厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html) にて掲載しております。

2 オンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引きについて

社会保険診療報酬支払基金が開設する「医療機関等向けポータルサイト」(<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>)において、「オンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引き」(別添3)を掲載しました。

当該手引きでは、オンライン資格確認を導入するにあたって必要となる申請手続きや導入作業の詳細をまとめており、導入を検討・予定されている医療機関で活用いただきたく、会員の皆様にお知らせいただくようお願い申し上げます。

3 「オンライン資格確認」の導入に向けた説明会について

「オンライン資格確認」の導入に向けた周知広報として、医療関係者が集まる場がございましたら、厚生労働省の職員を派遣し「オンライン資格確認」の説明をさせていただきます。 (医療関係者がリモートで集まる機会においても説明をさせていただきます。)

また、オンライン資格確認についての説明用資料を会員の皆様に提供いただける機会がありましたら、説明用資料の媒体を提供させていただきます。

多くの医療機関にできる限り円滑にオンライン資格確認システムを導入していただけるよう、上記のような機会がございましたら、【問い合わせ先】へご連絡いただきたくお願い申し上げます。(各地域の会員の方々から直接ご連絡いただいても結構です。)

* 新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防ぐため、開催にあたっては、感染の状況等を見ながら判断いただけますと幸いです。まず日程等の調整をした上で、開催日が近づいた時点で開催の可否をご判断いただいで結構です。

ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先まで遠慮なくご連絡ください。何卒、よろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

E-mail: suisin@mhlw.go.jp